

利根沼田地域観光ガイドブック制作業務 仕様書

1 業務の名称

利根沼田地域観光ガイドブック制作業務

2 委託業務の目的

近年の観光ニーズの変化やデジタル化の進展を踏まえ、旅行者目線による分かりやすく魅力的な観光情報を発信するとともに、利根沼田地域の認知度向上、誘客促進及び域内周遊の促進を図るため、「利根沼田地域観光ガイドブック」を制作する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託上限額

2,537,700円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画費、デザイン費、打ち合わせ費、取材費、印刷製本費、納品費用等、業務に係る全ての費用）を含む。

5 業務の内容

（1）ガイドブックの制作

ア 仕様・印刷部数

（ア）規格

- ・体裁：B5判
- ・ページ数：20ページ程度（表紙・裏表紙含む）
- ・色数：フルカラー
- ・用紙：マット紙90kg
- ・部数：1,000部
- ・納品データ：電子データ（PDF形式）及びデジタルブック用データ（HTML形式一式）を納品すること。

イ 納期

（ア）納品期日

令和9年3月31日（水）午後5時まで

（イ）納品場所

利根沼田行政県税事務所 企画振興係

〒378-0031 沼田市薄根町4412

（電話：0278-22-4338）

ウ 制作方針

本ガイドブックは、観光施設や観光情報を網羅的に掲載するだけでなく、旅行者が利根沼田地域での過ごし方や旅の魅力を具体的にイメージできる「テーマ提案型ガイドブック」として

制作すること。

- (ア) 利根沼田地域の観光総合ガイドブックとして、豊かな自然、温泉、歴史・文化、アウトドアアクティビティ等の多様な観光資源の魅力を効果的に発信し、地域の認知度向上及び来訪意欲の醸成を図る内容・構成とすること。
- (イ) 首都圏を中心とした地域外からの観光客を主なターゲットとし、自然や温泉による癒やしを求める旅行者、一人旅を楽しむ旅行者、夫婦・パートナーでゆったりと過ごしたい旅行者等に対して、利根沼田地域ならではの滞在価値や魅力が伝わる内容とすること。
なお、ターゲット設定及び訴求方法については、受託者からの効果的な提案を求める。
- (ウ) 沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町のそれぞれの魅力を伝えるとともに、市町村を越えた広域周遊及び滞在促進を図る内容とすること。
- (エ) 観光スポットや体験、宿泊施設等の魅力が視覚的に伝わるよう、写真を効果的に活用するとともに、文字サイズやレイアウトを工夫し、可読性及び視認性に優れた誌面構成とすること。
- (オ) 掲載内容については、原則として通年利用できる内容とすること。ただし、四季折々の魅力については旅行意欲の向上につながるよう効果的に掲載すること。
- (カ) 誌面に掲載しきれない情報については、利根沼田地域の観光情報サイトや各市町村、観光協会、観光施設等のホームページへ誘導できるよう、二次元コード等を効果的に活用すること。
- (キ) 掲載する写真、文章その他必要な素材については、受託者による取材及び撮影を基本とし、必要に応じて発注者が保有する素材や関係機関等から提供を受けた素材を活用できるものとする。また、ターゲットの興味・関心を引き、利根沼田地域の魅力が効果的に伝わる素材の収集及び活用に努めること。
- (ク) 写真、フォント、配色、余白及びレイアウトを効果的に活用し、利根沼田地域の豊かな自然や温泉、ゆったりとした時間の流れが感じられるデザインとすること。特に、旅行者が日常を離れ、心身をリフレッシュする旅を想起できるよう、落ち着いた上質な誌面デザインとすること。
- (ケ) 写真の切り抜き加工やフォント、配色、アイコン等を効果的に活用し、視認性及び訴求力に優れたデザインとすること。また、旅行への期待感や地域の雰囲気を感じられる、統一感のある誌面を構成すること。
- (コ) 掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと。
- (サ) 原稿について、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係の厳密な校正を行うこと。
- (ス) 表紙は、利根沼田地域の魅力やブランドイメージを効果的に表現し、旅行者が思わず手に取りたくなるデザインとすること。特に、豊かな自然や温泉、ゆったりとした時間の流れを感じられる表現を取り入れ、利根沼田地域での過ごし方や旅への期待感を想起させるデザインとすること。

エ 掲載する観光情報

- (ア) 次に掲げる情報を含んだ構成とし、利根沼田地域全体の魅力が伝わるよう工夫すること。
また、沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町の情報をバランスよく掲載するとともに、観光スポット等の所在地や問い合わせ先等の情報を併せて掲載すること。
 - ・主要観光スポット
 - ・食
 - ・お土産

- ・温泉
- ・自然・アクティビティ

(イ) 企画提案者が独自に提案する特集ページや記事

オ 誌面構成（最終的なページネーションは、契約締結後に県と協議の上、決定する）

テーマ	コンテンツ	ページ数 目安
目次	目次、利根沼田地域に旅行する動機づけ（プロローグ） （利根沼田地域とはどのような地域かを魅力的に紹介する内 容とする）	2P
観光情報	ページ数の配分は提案者から提案すること	指定しな い
MAP等	県地図、交通アクセス情報等	1P

※上記のページ数に表紙・裏表紙は含まない

カ デジタルブックの制作

受託者は、印刷用ガイドブックの内容を基に、インターネットブラウザ上で閲覧可能なデジタルブックを制作すること。

(ア)仕様

- ・パソコン、スマートフォン及びタブレット端末に対応したレスポンシブデザインとすること。
- ・ページめくり機能等を備えたデジタルブック形式とし、閲覧者が直感的に利用できる構成とすること。
- ・誌面内の URL 及び二次元コードについてはリンク設定を行うこと。
- ・特別なアプリケーションのインストールを必要としない仕様とすること。
- ・アクセシビリティ及び操作性に配慮すること。

(イ)納品データ

- ・HTML、CSS、JavaScript、画像その他必要なファイル一式を納品すること。
- ・一般的な Web サーバーへ配置することで閲覧可能な状態とすること。

(ウ)実装

- ・受託者の業務範囲はデジタルブックデータの制作及び納品までとする。
- ・掲載先ホームページへの設置、公開及び運用作業は本業務の対象外とし、ホームページ管理者が実施するものとする。

6 著作権等

- ・本業務によって発生した所有権や著作権は、原則として全て発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なしに加工及び二次使用できるものとする。
- ・本業務において制作したデジタルブックに係る HTML、CSS、JavaScript、画像データその他関連ファイルについても成果物として発注者に帰属するものとし、発注者は必要に応じて修正、改変、複製及び二次利用できるものとする。
- ・画像やイラスト等は全て発注者が指定する方法で提出するものとする。ただし、受注者が従来

から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（権利留保物という。）については受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

7 県との調整

- (1) 受託者は、契約締結後に、具体的な事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- (3) 受託者は、定期的に進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

8 二次使用について

受託者は、本業務において制作したコンテンツ（作成したデザインデータ等）について、群馬県ホームページへの掲載及びその他観光振興業務の目的達成に必要な範囲で、発注者が二次利用することをあらかじめ承諾するものとする。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・受託者は、誌面構成、掲載内容及びデザインについて発注者と十分協議を行いながら制作を進めること。なお、校正は原則として3回以上実施し、必要に応じて修正を行うこと。
 - ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて群馬県と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
 - ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、委託者にあらかじめ書面で報告するものとする。
 - ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
 - ・本事業を進める際は、委託者と十分な協議を行うものとする。
 - ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
 - ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
 - ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
 - ・本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。
- ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。